

令和3年7月20日

会 員 企 業 主 様
事 務 ご 担 当 者 様

公益財団法人
京都中小企業振興センター
理事長 阪 口 雄 次

令和3年度優良従業員表彰者の 内申について

拝啓 盛夏の候ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当センターの運営に関し格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在の状況は新型コロナウイルスワクチンの接種が始まり、ウィズコロナからポストコロナへと新しい局面を迎えようとしています。

当センターにおきましては「新しい生活様式」による感染防止を十分に踏まえて令和3年度優良従業員表彰式を下記の要領で開催いたしたく、別紙様式にて**8月31日(火)までに(当方必着)**内申下さいますようお願い申し上げます。

なお、内申の表彰区分によりそれぞれの機関へ申請いたしますので、内申期日はくれぐれもご厳守の程重ねてお願い申し上げます。

敬 具

記

表 彰 日 時 令和3年11月11日 (木) 午後5時00分

表 彰 式 場 ウェスティン都ホテル京都
東山区粟田口華頂町1
TEL 771-7111

表 彰 要 領 別紙「表彰要領」をご参照ください。

推 薦 期 限 8月31日 (火)

(期限は厳守でお願いいたします)

なお日程及び表彰式の参加申込要領等は後日、改めてご案内申し上げますが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況により行動自粛要請等が発出された場合等には、昨年度と同様、表彰式等の実施につき変更もございまして何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

表 彰 要 領

1. 優良従業員表彰

会員企業及び中小企業共同組合等（以下「組合」という。）に従事する被登録者のうち同一企業に15年以上勤務し、勤務成績優良な者を対象とします。

(1) 表彰区分（次の区分により申請します）

- ◎ 25年以上勤続 京都府知事表彰（中小企業優良従業員）
- ◎ 25年以上勤続 センター理事長表彰
- ◎ 20年以上勤続 京都府知事表彰（組合優良職員）
- ◎ 20年以上勤続 京都市市長表彰
- ◎ 20年以上勤続 センター理事長表彰
- ◎ 15年以上勤続 京都商工会議所会頭表彰
- ◎ 15年以上勤続 センター理事長表彰

(2) 受彰資格について

A 上記表彰区分のうちいずれかの表彰を既に受彰した者についての同一表彰は行いません。

〈参考〉

- ①25年以上勤続 京都府知事表彰
（京都府内にある中小企業の事業所に勤務する者、但しこれまでに京都府が実施する中小企業の優良従業員表彰を受けた者及びセンター以外の団体より、現在申請中の者は表彰対象から除外します）
- ②25年以上勤続 センター理事長表彰
（京都府以外の中小企業及び組合等の事業所に勤務する者）
- ③20年以上勤続 京都府知事表彰
（京都府内にある組合等に勤務する者、但しこれまでに京都府が実施する組合優良職員等表彰を受けた者及びセンター以外の団体より、現在申請中の者は表彰対象から除外します）
- ④20年以上勤続 京都市市長表彰
（京都市内にある中小企業の事業所に勤務する者、但しこれまでに京都市が実施する20年以上勤続の市長表彰を受けた者は表彰対象から除外します）
- ⑤20年以上勤続 センター理事長表彰
（京都市以外の事業所に勤務する者）
- ⑥15年以上勤続 京都商工会議所会頭表彰
（京都市内（平成17年3月31日現在における京北町の区域を除く）の中小企業及び組合等の事業所に勤務する者、但しこれまでに10年以上勤続の「京都商工会議所 永年勤続優良従業員表彰」を受けた者は表彰対象から除外します）
- ⑦15年以上勤続 センター理事長表彰
（京都市内（平成17年3月31日現在における京北町の区域を除く）以外の事業所に勤務する者）

B 企業主、会社の役員（会社の役員であって、取締役部長等使用人を兼ねるもの）及び家族従業員並びに組合の長等は除きます。

なお、家族従業員については、法人事業所の場合、雇用関係が明確であれば表彰対象となります。

C 25年以上勤続 京都府知事表彰の受表彰者資格には下記の条件にご留意下さい。

- ① 小売業については
資本金5,000万円以下 又は常時従業員数50人以下の企業
- ② サービス業については
資本金5,000万円以下 又は常時従業員100人以下の企業
- ③ 卸売業については
資本金1億円以下 又は常時従業員100人以下の企業
- ④ 上記①②③以外の業種については
資本金 3 億円以下 又は常時従業員300人以下の企業
- ⑤ 刑罰（刑事事件で現在、係争中のものを含む）を受けていない者
- ⑥ 個人企業の共同経営者（事業主と親子、兄弟、姉妹、配偶者の関係にある場合は共同経営者とみなす）は、表彰対象から除外されます。
- ⑦ 個人事業所の従業員で、事業主と同世帯もしくは同生計の場合は表彰対象から除外されます。
- ⑧ 中小企業団体の役職員は表彰対象から除外されます。

〈参考〉

京都府内に本店（社）を有する企業で

- ① 京都府内に勤務していた者が他府県支店（社）に転勤した場合、
 - 1) 府内にある当該企業の事業所に15年以上勤務していた場合
 - 2) 基準日前2年以内に府内にある当該企業の事業所から府外にある支店（支社）に転勤した場合
上記に限り、京都府内に勤務しているものとみなし表彰の対象とします。（府外にある支店（社）に勤務していた期間は通算します。）
- ② 現在京都府内にある事業所に勤務する従業員については府外にある支店（社）に勤務していた期間を通算します。
京都府外に本店を有する企業で、府内にある支店（社）に15年以上勤務している場合、
 - 1) 基準日現在府内にある支店（社）に勤務している場合
 - 2) 基準日前2年以内に府内にある支店（社）から府外に転勤した場合
上記に限り、府外にある事業所に勤務していた期間を通算します。

D 20年以上勤続 京都市市長表彰の表彰者資格は、前記C項の第1号から第8号の京都府知事表彰条件に準ずるものとし、一企業については10名以内とします。

〈参考〉

- ① 京都市内に本店（社）を有する企業で令和元年11月11日以降に京都市内に勤務していたものが京都市外の支店（社）に転勤した場合、京都市内に勤務しているものとみなし表彰の対象とします。
- ② 勤続期間のうち通算10年以上京都市内の事業所に勤務している者とします。

E 15年以上勤続 京都商工会議所会頭表彰者は、一企業について20名以内とします。

F 勤続年数について

- ① 勤続年数の計算は優良従業員表彰式の開催日当日現在とします。
(ご内申期日は8月31日としますが、計算基準は11月11日となります。)
- ② 企業合併のある場合、証となる資料があるときは通算できます。

2. 提出書類（内申には次の書類を添付してください）

A 申請書及び推薦書（様式別紙）

B 履歴調書（様式別紙）

注意事項

各種提出書類に訂正箇所のある場合は平行線（2本線）により正式にご訂正ください。改ざん又は修正液等使用による訂正は受けられません。

令和 年 月 日

企業番号

TEL

住 所

企 業 名

代表者名

⑩

表彰内申について

標記について下記の通り内申します

◎ 優良従業員表彰

区 分 25.20.15(年)	個人No.	氏 名	年齢	性別	入社年月日	職 種	既被表彰の 有 無

◎注意事項

- 添付書類 「申請書及び推薦書、履歴調書」
- 「既被表彰の有無」は以前に受けた表彰内容（知事，市長，会頭等）を記入してください。
- 異字体・旧字体が使われている場合には、必ず付せん等をつけてお知らせください。
- 該当ない場合には「無し」とご記入下さい。（空欄のないようにご記入下さい）

令和3年 月 日

事業所所在地

(ふりがな)
事業所名

代表者役職名

代表者氏名

代表
者印

電話番号

※業種 _____

※資本金 _____ 万円 ※従業員 _____ 人

中小企業優良従業員・組合優良職員等表彰申請書及び推薦書

下記の者は当事業所（組合・団体）に多年在職し、その勤務成績が優良でありますので表彰されたく申請します。

記

- (ふりがな)
1 氏名
- 2 年齢 満 歳 (令和3年11月11日現在)
- 3 職名
- 4 職務の内容
- 5 勤続年数 年 月 日から令和3年11月11日まで
(通算 年 カ月 基準日は表彰日当日)
- 6 勤務成績及び推薦理由 (具体的に記入してください)

(注) 氏名は正しくかい書で書くこと。(この字が表彰状に書く字となります。)

(※印について組合は記載不要)

